

平成 31 年 第 4 回臨時会

# 岩見沢市教育委員会会議録

平成 31 年 3 月 26 日 開会

平成 31 年 3 月 26 日 閉会

岩見沢市教育委員会

# 平成31年 第4回臨時会

## 岩見沢市教育委員会会議録

(平成31年3月26日)

### ○本委員会に付議した議件

- 1 議案第17号 岩見沢市教育委員会の人事について
  - 2 議案第18号 岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画の策定について
  - 3 議案第19号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正について
  - 4 議案第20号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について
  - 5 議案第21号 岩見沢市特定保育事業実施要綱の廃止について
- そ の 他

### ○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希

教 育 部 長	井 筒 亨
教 育 部 次 長	鈴 木 栄 基
教 育 部 次 長	中 川 雅 博
指 導 室 長	松 本 伸 彦
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	吉 成 章
子 ども 課 長	所 美 穂 子
事務局学校教育課総務係長	石 川 貴 規
事務局学校教育課総務係	吉 村 沙 紀

午後４時３０分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から平成３１年第４回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さんをお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第１７号 岩見沢市教育委員会の人事について。

平成３１年度教育委員会の人事について、同意を求めようとするものであります。

議案第１８号 岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画の策定について。

教育委員会が策定する、岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画について、ご審議を願うものであります。

議案第１９号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正について。

元号法の改正に伴って、現在の様式に記載のある元号を削除し、あわせて文言を修正するものであります。

議案第２０号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について。

元号法の改正に伴って、現在の様式に記載のある元号を削除するものであります。

議案第２１号 岩見沢市特定保育事業実施要綱の廃止について。

週二、三日の特定した日時について、家庭での保育が困難となる児童に対して保育を実施する岩見沢市特定保育事業について、子ども・子育て支援法施行後の利用実績から、事業実施の必要性がなくなると判断し、廃止するものであります。

なお、議案第１７号におきましては、人事案件につき、秘密会にてお願い申し上げます。

以上です。

○三角教育長 ただ今、事務局より、日程番号１、議案第１７号 岩見沢市教育委員会の人事についてにつきましては、人事案件のため秘密会ということで会議を進行してほしい旨の申し出がありました。そのように進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第１７号につきましては秘密会として取り扱うこととし、後ほど説明していただくこととします。

それでは、日程番号２、議案第１８号 岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画の策定についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○中川教育部次長 議案第１８号 岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画の策定について、ご説明いたします。

２月１９日に開催されました第２回教育委員会定例会におきまして、岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画の策定についてを議題とし、基本計画の案をご説明し、ご了承いただいております。

それを２月２８日に市議会総務常任委員会で説明をし、その後、３月１日から１２日ま

での12日間、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントにおいて、寄せられた市民の皆さんからのご意見につきましては、議案の中の横書きになっております岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果というところにもまとめておりますが、9人の方から27件の意見の提出がありました。この9名の方につきましては、基本方針案に対するパブリックコメントの際と同様に、新日本婦人の会岩見沢支部からまとめて教育委員会事務局に持参されたものになります。

いただいた意見等の中では、より詳しい一学級の人数や教員の配置状況を示してほしい、各地のいろいろな学校視察して参考にしてほしい、市民全体で考える必要があるなどのご意見があり、これらに対しましては、教育委員会の考え方として、今後策定予定の適正配置計画の取り組みに向けての参考意見とさせていただくこととしております。

ほかに、小規模校にメリットがあることや学校は地域の拠点となっているのご意見に対しては、そのことについてはこの基本計画案には既に記載がされており、そのことを踏まえて総合的に検討していくこととしていくところとしております。

ほかに、コミュニティ・スクールの学校運営協議会に管理職以外の教職員が含まれていないといった、これは通学区域審議会のメンバーと混同したもののようですが、そこでの協議内容の問題だなどのご意見がありまして、これに対しましては、学校運営協議会については一般教諭も含まれていること、また、この協議内容を教育委員会の考え方というところでご説明をして、理解を求める回答としております。

今回は、この新日本婦人の会の皆さんに対しまして、担当主幹が出向いて説明をするなどのやりとりがあったことから、前回の基本方針のパブリックコメントに比べるといろいろなご意見が寄せられた印象を持っております。

このようなことから、市議会総務常任委員会、それからパブリックコメントで質問やご意見等をいただきましたが、2月の教育委員会定例会でご説明いたしました基本計画案の内容に修正を加える必要があるものはなかったという判断から、基本計画案の原案どおり基本計画の成案としたいと考えております。

新年度に入りましたら、今年度策定いたしました基本方針、基本計画をもとに具体的な実行計画となります適正配置計画の策定を進めていきたいと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第18号についての説明がございました。委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 文言はいいと思うんです。ただ、パブリックコメントの、かみ合わないものもありますが、もっともだなという部分もあるので、特に適正配置等の進め方で、まちづくりに直結する問題だから市長部局との調整が必要というのはもっともで、特に都市計画も含めて、まちづくりの方向性で、この地域をどういう地域にするんだという市長の思いもあろうかと思うし、それによって子どもが将来的には集まる地域になるのかどうかとい

う部分を配慮した配置計画というものが必要になってくるのかなと思いますので、その辺は頭に置いて進めるのがいいのかなと思います。

それと、パブリックコメントに対する市教委の考え方で、5番目の質問の次のページに、その他で、新年度、地域の皆さんや先生方との意見交換を行う予定だと書いてあるんですが、これは全部のところでやるのかというように思われる。基準に満たないところではやるという考え方なのか、その辺をちょっと確認したい。

○中川教育部次長 今、武蔵委員のお話にありました、全部の地域で行うというわけではなく、適正配置計画の中では適正規模に満たないところをまず対象に検討していきましようということになっておりますので、その中で幾つか地域を絞ってといたしますか、そこで通学区域審議会として地域の皆さんですとか先生方との意見交換を行いたいと思っております。

ここの書き方をちょっと直したほうがよろしいかと。

○三角教育長 今読んだところ、これだと、全域にやることになるかもしれませんね。

○武蔵委員 あんまり具体的に出すと後々ひっかかって、また言われる可能性がないだろうか。

○三角教育長 必要に応じてとか。

○中川教育部次長 そこをちょっと修正して、公表したいと思います。

○三角教育長 ほか、ございませんか。

○杉野委員 コメントに対する質問になるんで、わかる範囲でお願いしたいと思います。女性2の意見等の内容の一番下になりますが、施設・設備のところですか。特別教室チャイムはどうなるのでしょうかということを書かれているんですが、特定の学校を指しての質問になるのかと思うんですが、これはどういうことをやっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○中川教育部次長 これは一度、このパブリックコメントのご意見いただいた後に、私どものほうから問い合わせをしまして、ご本人に確認をしたんですが、これは例えば義務教育学校ができたときに、小学校と中学校で授業の時間が変わったら、そのときにはチャイムをきちんと問題ないように鳴らせるんですかというお話だったんです。それにつきましては、こちらの考え方のほうに書いてありますが、授業の進行に問題がないよう、ほかのところに迷惑といいますか、影響のないように運用していきますよということで回答というか、考え方をこちらで書いているんですが、そのあたり、意見等の内容として、その意図がわかるように書き変えたほうがよろしいんじゃないでしょうかということもちょっと話してみたんですが、その回答で十分です、書き直さないでくださいということでご回答いただいたものですから、ちょっと確かに杉野委員さんがおっしゃったとおり、普通に見るとわかりづらいようになっているようなんですが、書いた方の意図としてはそのような内容でのご意見だったということです。

○杉野委員 はい、わかりました。

もう1点、すみません。女性9のところ、コミュニティ・スクールのところなのですが、これは勘違いなのかな。協議する内容についても問題ですというように書かれているんですが、これはコミュニティ・スクールでの協議内容については問題だということなんですかね。例えば、どんなことを問題にしているのかというのがわからないものですから、もしわかれば。

○中川教育部次長 これは、コミュニティ・スクールの学校運営協議会で協議する内容についても、どのような内容について協議するかということも問題ですよという程度のお話だと思います。この内容については、あまりちょっとご本人に確認まではしていないんですが、協議する内容、ちょっとこの質問をされている方が今現在どのぐらいまで把握していらっしゃるのかがちょっとわからないですが、その協議内容もいろいろ検討しなければなりませんねというご意見と受けとめております。

○三角教育長 最初の説明があったように、適正配置審議会の中身とコミュニティ・スクールの運営協議会というのがごっちゃになっているらしいんですよ。問い合わせの内容を聞くと。

○杉野委員 はい、わかりました。

○三角教育長 先ほども話がありましたが、パブコメの中で、そういう曖昧なところだとか不確かなところ、実は担当者が行って実際に聞いて、あるいは電話をかけて取り直しして、文言修正するところは修正させていただいて載せています。先ほどのようにそのままにしてくださいというのはそのままにしています。

○武蔵委員 匿名じゃだめなのかみたいなことも書いたりしていますものね。

○三角教育長 匿名にしなかったのは、取り直しができなくなっちゃうので。

ほかに、適正配置に関して、ありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三角教育長 議案第18号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第19号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第19号について、ご説明いたします。

今回の改正は、要綱の内容を変えるものではなく、様式を変更するものです。登録申込書や勤務証明書などの様式の中で、利用希望期間や生年月日などの欄に平成という元号が記載されていましたが、今年5月に元号が改正されるため、「平成」を削除し、新元号となっても対応できるようにいたします。

あわせて、様式第6号中の申請理由の文言整理をいたしましたが、表現が変わったもの

で内容に変更はありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第19号についての説明がございました。委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三角教育長 議案第19号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第20号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所子ども課長 では、説明いたします。

先ほどの議案第19号と同様に、要綱の内容を変えるものではなく、様式を変更するものです。派遣申込書などの様式中、利用希望期間や生年月日などの欄の「平成」を削除いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第20号についての説明がございました。委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三角教育長 議案第20号については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号5、議案第21号 岩見沢市特定保育事業実施要綱の廃止についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第21号についてご説明をいたします。

お手元にA4横のカラー刷りの資料をご用意いたしました。こちらでご説明したいと思います。

特別保育推進事業委託として、今年度、法人立保育園に委託していた事業は、休日保育と一時預かり、特定保育の3種類でした。このうち特定保育を廃止するため、要綱の廃止を行うものです。

こちらの別紙資料をごらんください。現在、利用予測のできない病児・病後児保育や通常保育のほかに休日も預かりを行う休日保育を除きますと、保育には大きく3種類があり

ます。月曜から土曜まで開設している通常保育、パート勤務などで労働時間等がおおむね月64時間に満たなくても週二、三回定期的に子どもを預かる特定保育、冠婚葬祭など一時的かつ短期間子どもを預かる一時預かりの3種類になります。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度導入前は通常保育の短時間認定という区分がなかったため、短時間で定期的なパート労働の場合、特定保育をご利用いただいていた。新制度導入後は短時間認定という区分ができたので、その時点で廃止の検討をいたしました。平成26年度までは一定の利用があり、新制度後も保育料の安さなどから特定保育を利用する方がいることが想定されるとして、制度はそのまま残してありました。

特定保育を利用するのではないかという方の例を2つほど青い四角でくくってお示しています。例の1にあるように、子どもが2歳で6の1階層の方が週2日フルタイム9時から5時まで働いた場合、月の労働時間は64時間となるため保育短時間認定を受けることができますが、保育料は4万4,370円、さらに短時間の利用時間は午後4時までなので、勤務終了後迎えに来るまでには17時を超えるということで、2時間の延長保育を8日間、その分1,600円がかかります。一方、勤務のある日だけ特定保育を利用すれば1万9,200円となります。例の2については、1よりも金額が近くなりますが、それでも通常保育の短時間認定よりは特定保育のほうが安くなります。

しかし、実際はパート勤務でも保育短時間認定を選び、勤務のない日も保育園を利用する方がふえてきました。継続的に利用することにより、幼児教育の効果を期待する傾向にあるのではないかと考えています。

この4年間は、特定保育の利用がほとんどなく、あったとしても途中で保育短時間認定に切りかえる方がほとんどですので、一時預かりでの対応で可能となってきています。これらの状況から、特定保育を廃止することといたしました。

特定保育を実施する日の出保育園からは同意を得ており、現在特定保育の利用者もないことから、今後、個別に説明を要する方はいらっしゃいません。また、この特定保育を廃止することにより、委託料69万4,000円を削減することができます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第21号についての説明がございました。委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 問題はないと思うんですが、今時点はそうしたら、もしあったらということに備えて委託料ということで支払いをしている。

○所子ども課長 はい。そうです。これまでの4年間は、利用があるということを想定して、そのために園としては準備を、人を雇って準備をしなきゃならないので、利用があるなしにかかわらずこの金額で委託をしていました。

○武蔵委員 日の出さんは大丈夫だよと。

○所子ども課長 はい。一時保育で対応可能という状況ですので、そちらで対応したいと思います。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 それにかわる制度があるということで、ご理解いただいて、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三角教育長 議案第21号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他に移ります。

委員の皆様から、何かございませんか。

特になければ事務局からはありませんか。

○三角教育長 それでは、一旦ここで休憩をとらせていただきます。

(以下、秘密会)

午後5時5分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員